

関係者各位

令和5年2月
株式会社 G&G 業務部 業務課

本社・各営業所の従業員代表者決定について

労働基準法により、会社が労使協定締結時や就業規則の作成変更を行う時は、従業員代表への意見聴取が必要になっています。

これに伴い信任投票を実施しました結果、下記の通り従業員代表が決定しましたので、お知らせいたします。

従業員代表

全社	片桐 優衣	姫路営業所	梶島 彩那
富山営業所	中嶋 文太	名古屋オフィス	越山 沙紀
高岡営業所	杉田 遼也	高槻営業所	小松 亜紀子
金沢営業所	松田 義仁	岐阜営業所	新保 貴之
滋賀営業所	稲本 慎也	長野営業所	川手 晴美
仙台営業所	大石 佳祐	長岡営業所	嶋田 理恵子
小牧営業所	近藤 宏秋	北九州営業所	三浦 優姫
一宮営業所	山際 美咲	郡山営業所	岡部 和希
高崎営業所	福島 克典	柏営業所	平田 千英
太田営業所	日野 涼介	堺営業所	本田 有佳
東大阪営業所	多田 恵里	岡山営業所	石原 冴子
宇都宮営業所	青柳 僚弥	広島営業所	佐々木 雄騎
淀川営業所	西川 真代	七尾営業所	國分 恵子
厚木営業所	渡邊 みどり	三河営業所	福岡 溪

従業員代表者としての任期

2024年4月1日～2025年3月31日

従業員代表者としての職務

1. 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）
2. 育児休業・介護休業等の適用除外に関する労使協定
3. 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給申請に関する労使協定
4. 一斉休憩の適用除外に関する労使協定
5. 賃金の一部控除に関する労使協定
6. フレックスタイム制に関する労使協定
7. 変形労働時間制に関する労使協定
8. 就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
9. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定
10. その他法令等により定められたもの